

野生鳥獣等に関する相談

Q & A 集

令和2年7月

名古屋市野生鳥獣等の相談窓口の案内に関する検討会議

はじめに…

野生鳥獣等に関するお困りごとは多岐にわたることから、名古屋市では相談内容に応じ、適切な所管部署においてそれぞれ対応を行っております。

このQ&A集は、各部署に市民の皆様からよく寄せられるお問い合わせについての回答や、鳥獣の種類ごと・場面ごとの回答を集約し整理したものです。

皆様の野生鳥獣等に関するお困りごとに対する解決の一助になれば幸いです。

『目次』

1 <動物ごとのQ&A>

アライグマ	1
Q: アライグマを目撃した。捕獲してほしい。	1
ハクビシン	1
Q: ハクビシンが出没して被害(糞害、屋根裏等への侵入)が出ている。捕獲してほしい。	1
ヌートリア	2
Q: ヌートリアを目撃した。捕獲してほしい。	2
イタチ類・タヌキ	2
Q: 自宅に出没して被害(糞害等)がある。捕獲してほしい。	2
イノシシ	2
Q: イノシシが住宅街に出没して困っている。	2
サル	3
Q: 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。	3
カモシカ	3
Q: カモシカを目撃した。どうしたらよいか。	3
野良犬	3
Q: 野良犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。	3
野良猫	3
Q: 野良猫が増えて困っている。	3
ペット	4
Q: 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。	4
ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)	4
Q: 家にネズミが発生して困っている。	4
種不明の哺乳類	5
Q: 種がわからない哺乳類を目撃した。何か教えてほしい。また、どうしたらよいか。	5
野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)	5
Q: カラスがごみを散らかすので困っている。	5
Q: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりするので、捕獲してほしい。	5
Q: ハトなどがベランダに居ついて困っている。	6
Q: ムクドリが街路樹・電柱に大量に止まっているので困っている。	6
Q: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。	6
爬虫類、両生類	7
Q: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。	7
Q: ヘビ(トカゲ、カメ(大型のカメを除く)、カエルなど)がいて怖いので、捕獲してほしい。	7

Q: ヘビ(トカゲ、カメ(大型のカメを除く)、カエルなど)を捕獲したので、引き取ってほしい。.....	7
ハチ(蜂).....	7
Q: ハチの巣を除去してほしい。.....	7
虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど).....	8
Q: 虫が大量発生して困っている。.....	8
Q: ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。.....	8
Q: セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。.....	8
2 〈場面ごとのQ&A〉	
エサやりへの対応.....	10
Q: ハトにエサをやっている人がいるので困っている。.....	10
Q: 猫にエサをやっている人がいるので困っている。.....	10
幼獣、ヒナ鳥への対応.....	10
Q: 幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。.....	10
Q: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。.....	11
傷病の野生鳥獣・犬猫への対応.....	11
Q: ケガ等で動けない野生鳥獣がいるので助けたい。.....	11
Q: ケガ等で動けない犬・猫等がいるので助けたい。.....	11
死んだ野生鳥獣への対応.....	12
Q: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。.....	12
Q: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。.....	12
Q: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。.....	12
公共施設が発生場所の場合.....	12
Q: 近所の公園の木や街路樹などでムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。.....	12
自衛する場合.....	13
Q: 被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。.....	13
Q: 野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。名古屋市で処分してほしい。.....	13
Q: 自衛のためフェンスやネットを設置したいが、名古屋市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。.....	13
Q: 猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。.....	13
Q: 鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。.....	14
3 動物の種類ごとの連絡相談先	15
4 関係機関相談先一覧	16
5 各区保健センター・環境事業所相談先一覧	17
6 保健センター環境薬務室相談先一覧	18
7 公共施設等の相談先一覧	18
8 ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方	19

1 <動物ごとの Q & A>

アライグマ

Q: アライグマを目撃した。捕獲してほしい。

A: アライグマは、生態系などに悪影響があるため、外来生物法で特定外来生物※に指定されています。目撃したら、まずは環境局なごや生物多様性センターに情報をお寄せください。

同じ場所で複数回見かける、家屋への侵入や糞害等の生活環境被害が発生している場合など、捕獲を希望される場合は、市民の方の協力のもと捕獲箱の設置を行っておりますので、環境局なごや生物多様性センターまでご相談ください。

[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

農業被害については、なごや生物多様性センターによる捕獲箱の設置は行っておりません。ご自身で捕獲を希望される方は、捕獲許可が必要になります。緑政土木局都市農業課まで申請をしてください。また、捕獲箱をお貸しする制度があります。緑政土木局都市農業課で捕獲箱の貸出を行っておりますので、緑政土木局都市農業課までご相談ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

※特定外来生物とは、もともと日本にいませんでしたが、人間の活動などによって海外から持ち込まれた生物のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものが指定されており、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、放出などが原則禁止されています。

ハクビシン

Q: ハクビシンが出没して被害(糞害、屋根裏等への侵入)が出ている。捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

ハクビシンによる被害を受け、ご自身で捕獲を希望される方は、捕獲許可が必要になります。緑政土木局都市農業課まで申請をしてください。また、捕獲箱をお貸しする制度があります。緑政土木局都市農業課で捕獲箱の貸出を行っておりますので、緑政土木局都市農業課までご相談ください。

ご自身で捕獲することが難しい場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。

[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

ハクビシンが屋根裏等に侵入している場合、侵入しているハクビシンを捕獲しても侵入口となる隙間を塞がない限り、別のハクビシンが侵入することがありますので、侵入口を塞ぐことが重要です。

ヌートリア

Q: ヌートリアを目撃した。捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

ヌートリアによる農業被害を受け、ご自身で捕獲を希望される方は、捕獲許可が必要になります。緑政土木局都市農業課まで申請をしてください。また、捕獲箱をお貸しする制度があります。緑政土木局都市農業課で捕獲箱の貸出を行っておりますので、緑政土木局都市農業課までご相談ください。ヌートリアについては捕獲後の回収・処理は行っておりませんのでご了承ください。

ご自身で捕獲することが難しい場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。

[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

イタチ類・タヌキ

Q: 自宅に出没して被害(糞害等)がある。捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。ご自身での対処をお願いします。

具体的には動物が嫌がる薬(忌避剤)をホームセンター等で購入していただき、動物のいる場所に撒くか、丸めた紙、布等に染み込ませて置いておけば、動物は寄り付きにくくなります。イタチ類・タヌキによる被害を受け、ご自身で捕獲を希望される方は、捕獲許可が必要になります。緑政土木局都市農業課まで申請をしてください。また、名古屋市ではイタチ類・タヌキに対して捕獲箱の貸し出し及び、捕獲後の回収・処理は行っておりませんのでご了承ください。忌避剤を使っても効果がない場合やご自身で対処することが難しい場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

イノシシ

Q: イノシシが出没して困っている。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。イノシシにエサを与えない、エサとなるものを屋外に放置しないように注意するなど各自で自衛するようお願いいたします。万が一遭遇してしまった場合はゆっくりと後ずさりし、イノシシとの距離を取ってください。棒を持って追いかける、石を投げるなど刺激を与えることはやめてください。イノシシが暴れて思いもよらない事故につながる危険性があります。

イノシシによる農業被害を受けている方は緑政土木局都市農業課までご相談ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

サル

Q: 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。

A: 被害防止のため目を合わせず、騒がず慌てず、後ずさりしてサルとの距離を取ってください。サルの方から人間に身体的危害を加えることはめったにありませんが人間に攻撃されると勘違いして反撃に出る場合がありますので、興味本位で近づいたりする行為は止めてください。食べ物を持っているときは、サルから見えないように隠してください。また、エサを与えないでください。人慣れしてしまううえに、ひっかいたり噛みついたりしてエサを取る場合があります危険です。

カモシカ

Q: カモシカを目撃した。どうしたらよいか。

A: カモシカは国の特別天然記念物です。野生生物ですので、自力で元の生息域に戻るのを見守ってください。生息域への逃げ道をふさがないでください。また必要以上に近寄らないでください。犬の散歩中に見つけた場合は、すみやかに迂回して犬を遠ざけてください。

死んでいる場合や、自力でもとの生息域に戻れそうにない場所で発見した場合は、教育委員会文化財保護室へご連絡をお願いします。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

野良犬

Q: 野良犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。

A: 野良犬を目撃した区の保健センターにご連絡ください。保健センターと動物愛護センターが連携して、法令に基づいて捕獲します。[\(P17「各区保健センター・環境事業所相談先一覧」参照\)](#)

野良猫

Q: 野良猫が増えて困っている。

A: 法令で捕獲可能な犬と違い、名古屋市では、野良猫の捕獲を行っておりません。猫を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪にあたるため、ご自身で駆除することもできません。また、万一所有者のいる猫を捕獲した場合、窃盗や器物破損に該当する恐れがあります。

親猫とはぐれた生まれて間もない子猫については、動物愛護センターで動物愛護の観点から保護収容しております。[\(P10「幼獣、ヒナ鳥への対応」参照\)](#)

周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような野良猫へのエサやりについては、エサやりをしている方、エサやりの場所や時間帯などが分かれば、保健センターが現地調査や指導等を行います。[\(P10「餌やりへの対応」参照\)](#)

野良猫の敷地内への侵入でお困りの方には、自衛対策として「猫忌避装置」の貸出しを行っております。[\(P13「猫が庭へ入ってきて、糞尿をしったり花壇を荒らして困っている。」参照\)](#)

また、名古屋市では、地域の方が一定のルールのもと適切に野良猫を管理する「地域猫活動」※及び野良猫を避妊去勢する「TNR 活動」の支援も行ってまいります。

このように、野良猫対策は名古屋市が指導するだけでなく、お困りの方が自衛したり、地域の力を借りながら進めてまいりますので、お住まいの区の保健センターにご相談ください。[\(P17「各区保健センター・環境事業所相談先一覧」参照\)](#)

※「地域猫活動」とは

野良猫の糞尿などによる地域の環境問題を解決するため、猫が好きな方と苦手な方の両方に配慮しながら、新たに子猫が増えないよう避妊去勢手術を実施し、野良猫を適切に管理するボランティア活動です。

地域猫活動のご相談については、人とペットの共生サポートセンターにお問い合わせください。(TEL:052-681-2211)

ペット

Q: 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。

A: 名古屋市では、犬、親猫とはぐれた生まれて間もない子猫、ケガで動けない動物(猫、いばと、あひる、にわとり、いえうさぎに限ります。)のみ保護・収容を行っております。これらの動物に該当する場合は、動物愛護センターにご連絡ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

これらの動物に該当しない場合は、名古屋市では保護・収容を行っておりません。

ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)

Q: 家にネズミが発生して困っている。

A: ネズミには山野に生息するノネズミと人家に生息するイエネズミといわれるもの

があり、このうちイエネズミには、ビルや一般家屋天井裏などに営巣しているクマネズミ、家屋周辺の土中や下水管に営巣しているドブネズミ、倉庫や物置に営巣しているハツカネズミの3種類があります。

イエネズミが発生した場合は、市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。

なお、名古屋市では駆除を行っていませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境薬務室にご相談ください。

[\(P18「保健センター環境薬務室相談先一覧」参照\)](#)

種不明の哺乳類

Q: 種のわからない哺乳類を目撃した。何か教えてほしい。また、どうしたらよいか。

A: 写真・痕跡などから動物種を推定できることがあるので、環境局なごや生物多様性センターにご相談ください。

また、被害等がある場合、判明した動物種によりますが、捕獲箱の設置や貸し出しなどができる場合もあります。[\(P1、2「アライグマ」「ハクビシン」「ヌートリア」参照\)](#)

野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)

Q: カラスがごみを散らかすので困っている。

A: カラスにごみを散らかされないようにするには、「防鳥ネットを使用する」、「生ごみだけを新聞紙等で包み、カラスから中身が見えないようにする」、「ごみは収集日当日の朝に出す」などの対策を徹底していただくことが重要です。

Q: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりするので、捕獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。

カラスをはじめとする野生鳥獣は鳥獣保護管理法によって保護されており、原則として捕獲や駆除はしていません。

カラスによる威嚇や攻撃は4～6月の繁殖期に、人間が気付かずに巣や雛に近づいた時に起こります。このようなカラスの行動を避けるには、巣や雛に近づかないよう通り道を変えるか、傘や帽子などで自衛してください。繁殖期が過ぎれば威嚇や攻撃はなくなります。

なお、カラスの生息数を減らすには、「エサをなくす」ことが一番だといわれています。「防鳥ネットを使用する」、「生ごみだけを新聞紙等で包み、カラスから中身が見

えないようにする」、「ごみは収集日当日の朝に出す」などこうした対策を徹底していただくことが、カラスの生息数を減らすには重要です。

Q: ハトなどがベランダに居ついて困っている。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりません。ご自身での対処をお願いします。

鳥が飛来するたびに音を出すなどの追い払いを行うと、寄り付きにくくなります。また、ベランダの手すりの5cm上に、手すりと平行にテグスやピアノ線を張ると鳥が止まりにくくなります。その他ホームセンター等で鳥が止まりにくいように手すり等に設置する商品も販売されています。光を反射するCDをベランダの天井から吊り下げるなどの対策も効果があるとされています。

ベランダにホームセンター等で販売されている防鳥網(ネット)を設置する方法もあります。ネットの網目は3～5cm以下(スズメ等も防ぎたい場合は2.5cm以下)としてください。ご自身で取り付けが無理な場合は工務店等に依頼してください。

集合住宅の場合は、管理組合や管理会社にご相談ください。

Q: ムクドリが街路樹・電柱に大量に止まっているので困っている。

A: ムクドリは7月頃から冬にかけて集団でねぐらを形成します。

ムクドリが集まっている樹木を剪定して枝を少なくすること、また、電線などに止まりにくくするカバーの設置等も効果があります。被害の起こった場所などによって、担当の所管が変わりますので、施設の種類ごとの担当所管へご相談ください。

また、都市緑化のために樹木は必要ですので、ご希望に添うような解決ができない場合もあることをご了承ください。[\(P18「公共施設等の相談先一覧」参照\)](#)

Q: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。

A: 巣の中に卵やヒナがいなければ除去することができます。しかし、卵やヒナがいるときはカラスやハトの巣を含めて、鳥獣保護管理法により、むやみに除去することはできません。おもな鳥の巣立ちに要する期間は30～50日程度ですので、緊急に巣を除去する必要がなければ、ヒナが巣立ってから除去にご協力ください。ただし、農作物の被害や生活環境被害を受けている場合は有害鳥獣捕獲許可を取って除去することができます。捕獲許可については緑政土木局都市農業課まで申請をしてください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

なお、手が届かないなど、ご自身での除去が難しい場合は、専門業者に依頼してください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

【参考】身近な野鳥の巣立ちまでの日数

野鳥名	卵を抱く期間	雛を育てる期間	合計
ドバト	約20日	約25日	約45日
キジバト	約15日	約15日	約30日
ツバメ ※	約15日	約20日	約35日
スズメ	約12日	約14日	約26日
ヒヨドリ	約15日	約20日	約35日
カラス	約20日	約30日	約50日

※ツバメの捕獲許可申請は愛知県環境部自然環境課(052-954-6230)となります。

爬虫類、両生類

Q: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。

A: カミツキガメ(ワニガメ)は、強い力がかむことがあり危険です。近づかず、環境局
なごや生物多様性センターもしくは最寄りの警察署にご相談ください。

[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

Q: ヘビ(トカゲ、カメ(カミツキガメ・ワニガメを除く)、カエルなど)がいて怖いので、捕
獲してほしい。

A: 名古屋市では捕獲を行っておりませんので、ご自身での対処をお願いします。ご
自身でできない場合は、害虫駆除業者等に依頼してください。

Q: ヘビ(トカゲ、カメ(カミツキガメ・ワニガメを除く)、カエルなど)を捕獲したので、引
き取ってほしい。

A: 名古屋市では引取りを行っておりませんので、もとの場所に戻してください。

ハチ(蜂)

Q: ハチの巣を除去してほしい。

A: アシナガバチなど、攻撃性が比較的弱い種類については、誤って巣に触れてしま
うような場所でないかぎり、必ずしも除去する必要はありませんが、庭やベランダな
どの日常生活上支障のある場所に巣が作られたときは、早めに除去することが適

切です。

スズメバチ : 攻撃性が強く、作業中に刺される場合もあるので除去は専門業者に依頼してください。

アシナガバチ: スズメバチに比べ攻撃性が弱く、巣の外側を包む皮(外皮)もないため自分で除去することも可能です。夕方から夜、ハチが活動を停止している間に、風上から巣に向けてスプレー式の殺虫剤を 20 から 30 秒吹き付けます。巣が小さいうちに除去するのがポイントです。

なお、名古屋市では巣の除去を行っていませんが、除去方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境薬務室にご相談ください。

[\(P18 「保健センター環境薬務室相談先一覧」参照\)](#)

虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど)

Q: 虫が大量発生して困っている。

A: 市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、害虫駆除業者に依頼してください。

なお、名古屋市では駆除を行っていませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境薬務室にご相談ください。

[\(P18 「保健センター環境薬務室相談先一覧」参照\)](#)

Q: ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。

A: 市民の皆様が生活する地域にヒアリやアカカミアリが生息している可能性は低いと思われませんが、万が一ヒアリやアカカミアリと思われるアリを見つけた場合、強い毒を持つため触らないようにし、発見場所の区を担当する保健センター環境薬務室へ連絡をお願いします。[\(P18 「保健センター環境薬務室相談先一覧」参照\)](#)

また、ヒアリやアカカミアリに刺された場合、アルカロイド系の毒によって激しい痛みを覚え、水疱状に腫れます。さらに、刺されて数分から数十分の間に息苦しさ、声がれ、激しい動悸やめまいなどのアレルギー反応を引き起こす可能性があります。気分が悪くなったときは速やかに最寄りの医療機関を受診してください。

Q: セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。

A: セアカゴケグモは、本来オーストラリア、東南アジアなどの熱帯、亜熱帯地域に

生息する毒グモです。習性はおとなしく、攻撃性はありませんが、触るとかむことがありますので、セアカゴケグモを見つけても、素手で触ったり、捕まえたりしないでください。

セアカゴケグモは、市販の家庭用殺虫剤を直接噴霧したり靴で踏み潰したりすることにより駆除できます。卵のう(卵が入っている袋)は、はしなどで取り出して踏み潰すとよいでしょう。

なお、名古屋市では駆除を行っておりませんが、駆除方法などの相談には応じています。お住まいの区を担当する保健センター環境薬務室にご相談ください。

[\(P18「保健センター環境薬務室相談先一覧」参照\)](#)

2 <場面ごとの Q & A>

エサやりへの対応

Q: ハトにエサをやっている人がいるので困っている。

A: ハトは自然の生き物であり、互いに共存していくことが理想ですが、エサやりにより数が増えすぎると、様々な生活被害が発生します。

ハトへのエサやりは法律で禁じられているわけではありませんが、調和のとれた共存関係を乱さないためにもエサやりをしないようお願いしています。

Q: 猫にエサをやっている人がいるので困っている。

A: 周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような野良猫へのエサやりについては、エサやりをしている方、エサやりをしている時間帯などが分かれば、保健センターが現地調査や指導等を行います。[\(P17「各区保健センター・環境事業所相談先一覧」参照\)](#)

所有者のいる猫については、周辺の住民に迷惑を及ぼすことのないよう、室内飼育を勧め、繁殖に関する適切な措置を取るよう適正飼養啓発を実施しております。

また、所有者のいない猫については、野良猫を適切に管理する「地域猫活動」及び野良猫を避妊去勢手術する「TNR活動」の支援をするとともに、猫の被害でお困りの方に対して、忌避方法の紹介などを行っております。お住いの区の保健センターにご相談ください。

※ 地域猫活動のご相談については、名古屋市人とペットの共生サポートセンターにお問い合わせください。(TEL:052-681-2211)

[\(P3「野良猫」、P13「猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。」参照\)](#)

幼獣、ヒナ鳥への対応

Q: 幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。

A: 連れ帰らずそのままにしてください。特に鳥の場合は、飛ぶ練習中のヒナ鳥が地面に降りたか、巣から落ちたものと思われます(5月から8月が巣立ちシーズン)。

近くに親がいても、人間が恐くて幼獣やヒナ鳥に近寄れません。また、幼獣やヒ

ナ鳥が人間に危害を加えられると勘違いして親から攻撃を受ける危険もあります。動物の生育の一段階であり、時間がたてばいなくなるケースが大半です。手を出してしまうことで、巣立ちを失敗させることにもつながります。

幼いうちに人間に保護されてしまった野生鳥獣は、エサの取り方など生きる術を親から学ぶことができないため、野生での生存率が著しく低下します。一見かわいそうに見えても、そのままにしておくことが、その鳥獣が自然の中で生きていく助けになります。

もし放っておくと自動車・犬・猫などの危害が及ぶと思われるような場合は、そっと巣に戻してください。巣が見つからない場合は、近くの枝に止まらせたり、植え込みに隠すようにしてください。

Q: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。

A: 猫は同じ場所でずっと子育てするのではなく、転々と移動します。移動の際は親猫が子猫を1匹ずつ口でくわえて連れていきます。猫にとって居心地が悪い状況にすると、親猫が早く他の場所へ移動させます。周辺を片付けたり、子猫だけのときに少し場所をずらしてやるなどして、一晩ほど様子を見てください。

親猫とはぐれた生まれて間もない子猫については、動物愛護センターで動物愛護の観点から保護収容していますのでご相談ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

傷病の野生鳥獣・犬猫への対応

Q: ケガ等で動けない野生鳥獣がいるので助けてたい。

A: 野生鳥獣は強い生命力や回復力を持っていますので、半日程度経てば自力で回復して去るケースが大半です。また、人間に保護されることによって自然の中で生き続けることが難しくなる場合もありますので、そのままにしてあげてください。

どうしても助けてたい場合は緑政土木局都市農業課で相談可能な動物病院を紹介できます(治療費が発生した場合は、持ち込んだ方の負担)。緑政土木局都市農業課までご相談ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

Q: ケガ等で動けない犬・猫等がいるので助けてたい。

A: 道路、公園、広場など公共の場所で、負傷などして動けなくなっている飼主不明の動物(犬や猫、いばと、あひる、にわとり、いとうさぎに限ります。)を見つけた場合は、動物愛護センターまでご相談ください。動物愛護センターでその動物を収

容し、飼主が判明した場合はお返ししています。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

死んだ野生鳥獣への対応

Q: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。

A: 各区の環境事業所へご連絡ください。場所等を確認のうえ、回収します。
ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、鳥インフルエンザの可能性があるので緑政土木局都市農業課にご連絡ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

Q: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。

A: 各区の環境事業所に回収を依頼してください[\(前項参照\)](#)。ただし、個人の敷地内へ入っての回収は行っておりませんので、ご自身でビニール袋等に入れて敷地外に出してください。
なお、鳥獣は細菌や寄生虫に感染している場合もありますので素手で触るのは避け、手袋を着用するなどして死骸を回収してください。

Q: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。

A: 野生鳥獣の死因は様々ですので、鳥が死んでいるからといって、直ちに鳥インフルエンザを心配する必要はありません。各区の環境事業所に回収を依頼してください。個人の敷地内へ入っての回収は行っておりませんので、ご自身でビニール袋等に入れて敷地外に出してください。[\(前項参照\)](#)ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、緑政土木局都市農業課にご連絡ください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)

公共施設が発生場所の場合

Q: 近所の公園の木や街路樹などでムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。

A: 鳥や虫などが集まっている樹木を剪定して枝を少なくすること、また、鳥が電線などに止まりにくくするカバーの設置等も効果があります。被害の起こった場所などに

よって、担当の所管が変わりますので、施設の種類ごとの担当所管へご相談ください。

また、都市緑化のために樹木は必要ですので、ご希望に添うような解決ができない場合もあることをご了承ください。[\(P18「公共施設等の相談先一覧」参照\)](#)

自衛する場合

Q: 被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。

A: 野生鳥獣は、鳥獣保護管理法により保護されており、捕獲や殺傷が原則禁止されています。野生鳥獣を近寄らせない、追い払うための対策を行ってください。ただし、農業被害や生活環境被害を受けており、捕獲以外の方法では被害が防止できない場合は、法に基づく有害鳥獣の捕獲申請・許可の手続きを経て捕獲することができます。有害鳥獣捕獲申請・許可の要件、手続き等については緑政土木局都市農業課にお問い合わせください。[\(P16「関係機関相談先一覧」参照\)](#)なお、愛護動物※は野生鳥獣ではないため、この捕獲許可では捕獲できません。

※愛護動物とは牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものを指します。愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。また、愛護動物に含まれないような動物であっても、命あるものとして扱ってください。

Q: 野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。名古屋市で処分してほしい。

A: 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が無い状態で鳥獣を捕獲した場合、法律違反となりますので、捕獲した鳥獣はすぐ放獣するようにしてください。

Q: 自衛のためフェンスやネットを設置したいが、名古屋市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。

A: 野生鳥獣への対策は自衛が原則となっており、それに要するフェンス、ネット等の費用も自己負担でお願いしています。

Q: 猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。

A: 法令で捕獲可能な犬と違い、名古屋市では、野良猫の捕獲を行っておりません。猫を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪にあたるため、ご自身で駆除すること

もできないことから、猫が近づかないように自衛対策をお願いしています。また、万一所有者のいる猫を捕獲した場合、窃盗や器物破損に該当する恐れがあります。

残念ながら、これを行えば猫が必ず近寄らなくなるといった方法はありませんが、今現在お困りの問題については、下記の方法を試してみてください。

- ・侵入防止用の器具を置く(ネット、人工芝、立てた割り箸など。)
- ・侵入防止装置(超音波式など)を置く※
- ・市販の忌避剤、木酢液をまく(使用方法や使用上の注意を確認の上使用してください)
- ・酢、コーヒーかすなどをまく
- ・通り道に水をまく
- ・ミント系ハーブやトゲのある植物(バラなど)を植える

※各区の保健センターの食品衛生・動物愛護等担当等窓口で、お試用として超音波式の猫忌避装置の貸出しを行っていますので、ご相談下さい。(P17「[各区保健センター・環境事業所相談先一覧](#)」参照)

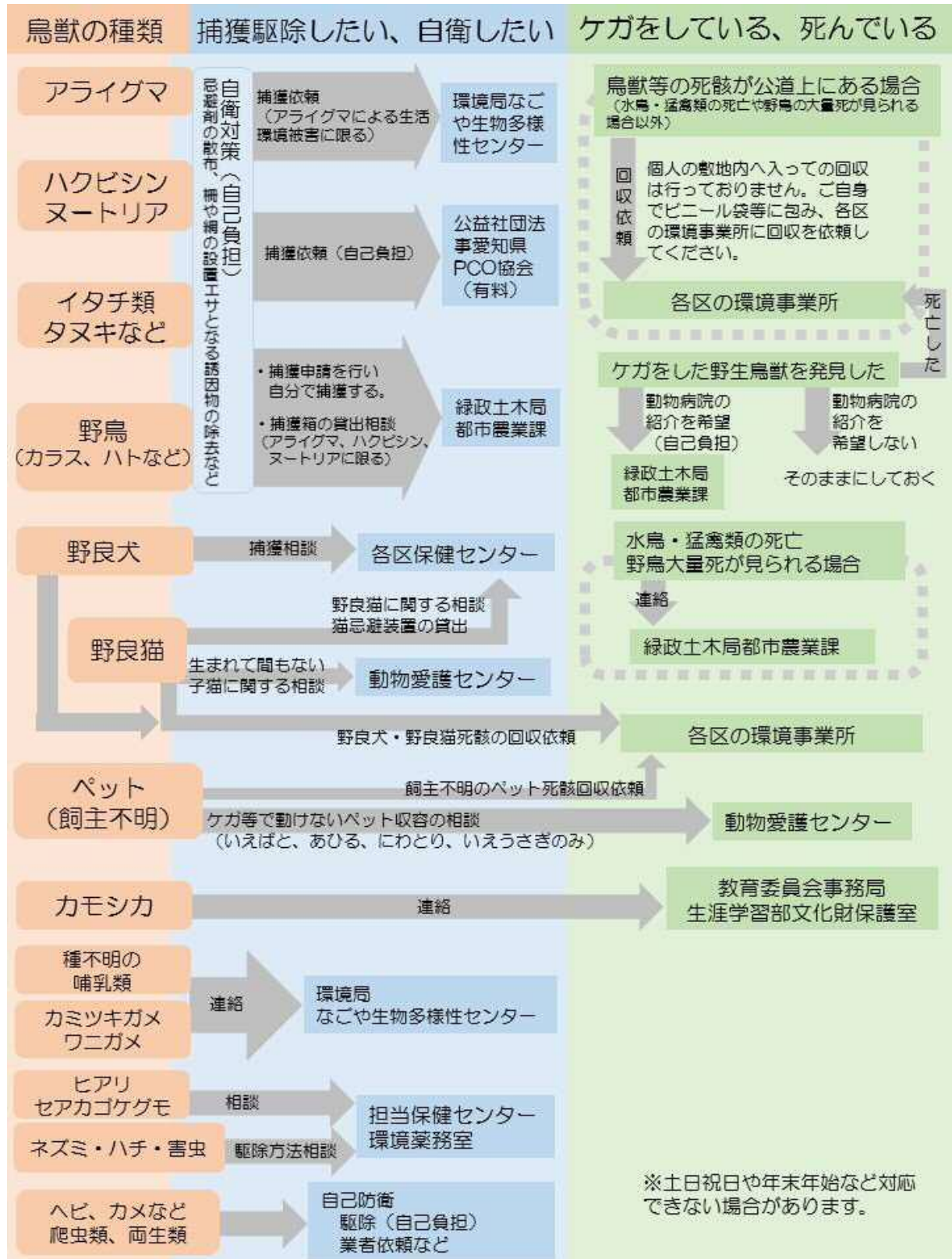
Q: 鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。

A: 名古屋市が特定の業者を紹介することはできませんので、有害鳥獣駆除業者の団体(公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)を紹介しております。公益社団法人愛知県ペストコントロール協会からお近くの有害鳥獣駆除業者を紹介してもらうようにしてください。

有害鳥獣駆除業者に依頼する際には事前に電話で原因動物、被害状況等を伝え、どのような対策を講じるのか相談したうえで、来てもらうようにしてください。また、費用が高額になる場合がありますので、事前に見積をもらうようにしましょう。

(P16「[関係機関相談先一覧](#)」参照)

3 動物の種類ごとの連絡相談先



4 関係機関相談先一覧

相談内容	相談先
農業被害に関する相談 捕獲許可申請に関する相談	・緑政土木局都市農業課 TEL:052-972-2499
アライグマによる生活環境被害の相談	・環境局なごや生物多様性センター TEL:052-831-8104
カモシカに関する連絡	・教育委員会文化財保護室 TEL:052-972-3268
犬、猫、ペットに関する相談	・各区保健センター 食品衛生・動物愛護担当 (P17参照) ・動物愛護センター TEL:052-762-0380
虫に関する相談	各区保健センター環境薬務室 (P18参照)
傷病野鳥に関する相談 (動物病院の紹介を希望する場合)	・緑政土木局都市農業課 TEL:052-972-2499
公道上で死亡している鳥獣の回収	・各区環境事業所 (P17参照)
野鳥が一か所で大量に死んでいる場合 水鳥又は猛禽類が死んでいる場合	・緑政土木局都市農業課 TEL:052-972-2499
自己負担で有害鳥獣を駆除する	・公益社団法人愛知県ペストコントロール協会(愛知県PCO協会) TEL:052-452-7122 (受付時間:平日10:00~16:00)

※名古屋市では、野生鳥獣対策全般について専門に所管している部署はありませんので、上記関係部署等が連携を取って対応しています。

5 各区保健センター・環境事業所相談先一覧

	相談窓口	
	保健センター	環境事業所
千種区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-753-1971	TEL:052-771-0424
東区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-934-1212	TEL:052-723-5311
北区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-917-6547	TEL:052-981-0421
西区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-523-4612	TEL:052-522-4126
中村区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-481-2278	TEL:052-481-5391
中区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-265-2257	TEL:052-251-1735
昭和区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-735-3959	TEL:052-871-0504
瑞穂区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-837-3253	TEL:052-882-5300
熱田区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-683-9678	TEL:052-671-2200
中川区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-363-4457	TEL:052-361-7638
港区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-651-6486	TEL:052-382-3575
南区	食品衛生・動物愛護担当 TEL:052-614-2865	TEL:052-614-6220
守山区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-796-4617	TEL:052-798-3771
緑区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-891-3632	TEL:052-891-0976
名東区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-778-3107	TEL:052-773-3214
天白区	食品衛生・動物愛護等担当 TEL:052-807-3907	TEL:052-833-4031

6 保健センター環境薬務室相談先一覧

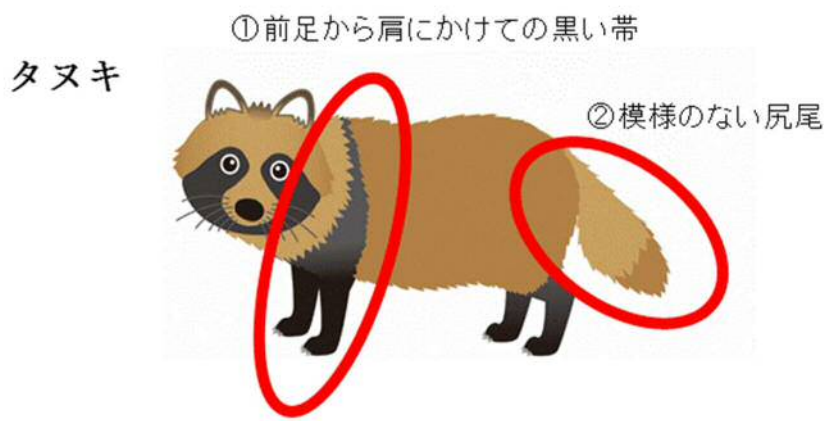
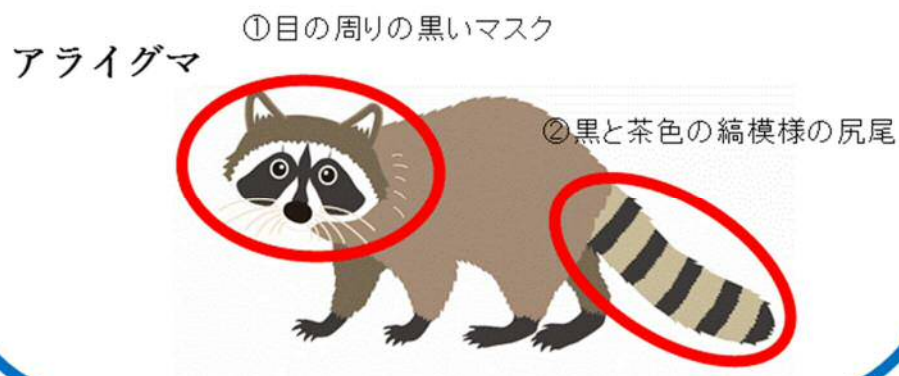
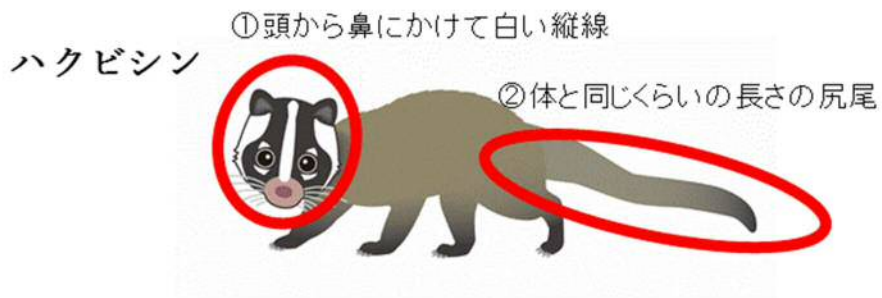
窓口	担当区
千種保健センター環境薬務室 TEL:052-753-1973	千種区、昭和区、瑞穂区、名東区
中村保健センター環境薬務室 TEL:052-481-2217	西区、中村区、熱田区、中川区
中保健センター環境薬務室 TEL:052-265-2256	東区、北区、中区、守山区
南保健センター環境薬務室 TEL:052-614-2862	港区、南区、緑区、天白区

7 公共施設等の相談先一覧

施設等の種類	担当所管 相談先
街路樹、公園緑地など	千種土木事務所 TEL:052-781-5211
	北土木事務所 TEL:052-911-8165
	東土木事務所 TEL:052-935-8846
	西土木事務所 TEL:052-522-8381
	中村土木事務所 TEL:052-411-8106
	中土木事務所 TEL:052-261-6641
	昭和土木事務所 TEL:052-751-5128
	瑞穂土木事務所 TEL:052-831-6161
	熱田土木事務所 TEL:052-881-7017
	中川土木事務所 TEL:052-361-7581
	港土木事務所 TEL:052-661-1581
	南土木事務所 TEL:052-612-3211
	守山土木事務所 TEL:052-793-8531
	緑土木事務所 TEL:052-625-4940
名東土木事務所 TEL:052-703-1300	
天白土木事務所 TEL:052-803-6644	
その他の公共用地または市有施設	各施設管理者
電柱、電線	中部電力、NTT などの施設管理者
民有地又は民有施設	民地所有者または施設管理者

8 ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方

外来種



野生鳥獣等に関する相談Q&A集

初版 令和2年3月

改訂 令和2年7月

製作：名古屋市野生鳥獣等の相談窓口の案内に関する検討会議

構成：環境局環境企画課（なごや生物多様性センター）

健康福祉局食品衛生課

緑政土木局都市農業課